

高山市ごみ処理施設建設工事

入札説明書

令和4年5月

高 山 市

この「高山市ごみ処理施設建設工事入札説明書（以下、「入札説明書」という。）」は、本工事を実施する工事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく工事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項によるものとする。

本工事に係る入札への参加を希望するものは、募集要項に記載された工事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本工事の目的に合った条件で、入札参加にかかる資料の作成等を行うものとする。

目 次

I. 用語の定義	1
II. 工事内容等	3
1. 工事番号及び工事名	3
2. 工事概要	3
3. 本施設の管理者	3
4. 工事の目的.....	3
5. 本施設の基本方針.....	4
6. 事業方式	4
7. 関係法令等の遵守.....	4
8. 工事スケジュール（予定）	5
9. 工事業者が実施する設計・施工業務の範囲.....	5
10. 本市による工事の実施状況の監理.....	5
11. 地元企業の活用等	5
III. 入札手続等	6
1. 契約締結までのスケジュール（予定）	6
2. 募集要項の公表等に関する事項.....	6
3. 入札参加資格に関する事項	8
4. 入札参加資格要件.....	11
5. 入札手続きに関する事項.....	15
6. 入札の辞退.....	18
7. 技術提案に係るヒアリングの実施	18
8. 落札者の決定方法に関する事項.....	19
9. 契約締結に関する事項	20
10. その他の留意事項	20

I. 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

処理対象ごみ	可燃ごみ（家庭系、事業系）、破碎・選別残さ（不燃ごみ中の硬質系プラスチックを含む）、産業廃棄物（可燃ごみ ※市内の廃棄物施設で処理が困難であるもの）をいう。
落札候補者	入札参加者のうち、落札候補者選定基準に基づき、事業者選定委員会が選定をした者をいう。
落札者	入札参加者のうち、事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、本工事を実施する者として、本市が決定をした者をいう。
工事業者	本施設の設計・施工業務に係わる落札者をいう。
本施設	本工事において整備を予定している高山市ごみ処理施設の敷地、建築物、プラント等の全てをいう。
設計・施工業務	本施設の設計・施工に係る業務をいう。
工事契約	建設工事請負契約をいう。
建設工事請負契約	本市と工事業者との間で締結される契約をいう。
入札参加者	入札に参加する共同企業体、企業グループ等をいう。
代表企業	ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者をいう。
構成員	共同企業体（JV）のメンバー又は企業グループで契約者となる者をいう。
協力企業	代表企業と協力して工事を実施する者であり、入札参加時に参加表明を行う者をいう。
プラント	本施設のうち、処理対象ごみを処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
事業者選定委員会	本工事の落札候補者の選定等に関する審議等を目的に本市が設置する学識経験者等で構成された「高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会」をいう。
募集要項	本工事の入札公告に際して配布や公表を行なう入札説明書、発注仕様書、落札候補者選定基準書等の全ての資料をいう。
発注仕様書	別途公表する「高山市ごみ処理施設建設工事 発注仕様書」をいう。
落札候補者選定基準書	別途公表する「高山市ごみ処理施設建設工事 落札候補者選定基準書」をいう。
資格審査申請書類	入札参加者が本工事の応募に際し、本市に提出する書類であり、入札参加資格審査申請書、実績等の書類をいう。
技術提案書	入札参加者が本工事の応募に際し、本市に提出する技術提案書であり、様式集の第3-4号様式及びその添付資料である施設概要説明図書、設計仕様書、非価格要素審査に係る技術提案（第3-4-1～3-4-35号様式（添付書類を含む。））のこという。
技術提案書類	入札参加者が本工事の応募に際し、本市に提出する技術提案にかかる全ての書類をいう。

入札書	入札参加者が本工事の応募に際し、本市に提出する提案書類の一つであり、入札金額を記入した文書（第 3-3-1 様式）をいう。
非価格要素評価点	事業者選定委員会で非価格要素審査結果を点数化したものをいう。
価格要素評価点	事業者選定委員会で価格要素審査結果を点数化したものをいう。

II. 工事内容等

1. 工事番号及び工事名

04環建第52号 高山市ごみ処理施設建設工事

2. 工事概要

施設の種類	一般廃棄物処理施設
建設予定地	ア 所在地 岐阜県高山市三福寺町1800番地外（現施設の東側） イ 事業用地面積 約8,960 m ² （約87m×約103m）
施設の概要	処理対象ごみを受け入れ、安定的に処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図るとともに、環境学習の拠点となる施設。
施設規模等	95t/24h（47.5t/24h×2炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式

3. 本施設の管理者

高山市長 國島芳明

4. 工事の目的

現在の資源リサイクルセンターの焼却施設（以下「現施設」という。）は、昭和61年に建設され、既に供用を開始してから36年が経過し、施設全体の老朽化が進行している。

ごみ処理施設は、市民生活に欠くことのできない都市施設であり、今後も継続して安全で適正なごみ処理を行う必要があることから、平成25年度より、高山市三福寺町周辺地元町内会と、現施設の東側への新施設建設について協議を重ね、令和2年度から新施設の建設準備に着手し、今年度建設工事を発注することになった。

市では、施設周辺地域の市民が安心して暮らせる環境を確保することが最も重要であると考え、新施設において国内トップクラスの環境対策を講じるほか、施設周辺地域がより住みよい地域となるための住環境の整備、搬入車両対策などを実施することとしている。

新施設の整備にあたり、学識経験者、自然環境等に関する有識者、住民の代表等で組織する高山市ごみ処理施設建設検討委員会を令和2年8月に設置し、約1年間に亘り新施設の建設に必要な事項（施設規模、焼却方式、排ガス自主規制値、煙突高など）についてご検討いただき、その検討結果を踏まえて令和4年2月「ごみ処理施設基本設計（基本計画）」を策定した。ごみ処理施設基本設計（基本計画）は、令和8年度の稼働を見据えた新たな新施設を整備するために必要な事項に関する方針や、今後検討すべき発展的事項について整理している。

本工事では、この基本設計書に基づき、全国でもトップクラスの厳しい排出基準を満足する安全・安心なごみ処理施設の整備を進めることを目的とする。

5. 本施設の基本方針

本施設の整備は、以下に示す「高山市ごみ処理施設基本設計書」に示された基本方針に基づき進めることとする。

① 周辺環境への対応 -トップクラスの厳しい排ガス基準-

煙突の配置や高さについて配慮し、ダイオキシン類などの有害物質の排出基準を全国の施設の中でもトップクラスの厳しい排出基準とします。

② 熱エネルギーの効率的な利用 -脱炭素社会への取り組み-

施設で発生する熱エネルギーを活用した発電などにより、地球温暖化ガスの排出抑制に取り組めます。

③ 安全・安心な施設 -30年間の安定稼働-

災害発生時や停電時でも、運転が継続できる施設とします。

④ 環境監視活動 -自主規制値を遵守するための最新の監視システム-

排ガス測定のほか、周辺大気、臭気、土壌、水質、騒音、振動などの環境監視活動について、きめ細かな調査と結果報告を行うとともに、環境基準値等を遵守します。

⑤ 施設の運営方法 -必要な人員配置・効率的な施設-

市の直営施設として適正に職員を配置し、安全稼働に努めます。

⑥ ごみ減量化の取り組み -SDGs 住み続けられるまちづくり-

施設へのごみの搬入量や焼却量を減らすため、様々な施策を講じて、ごみの減量化に取り組めます。

6. 事業方式

本施設は、公設公営方式とする。

工事業者が行なう範囲は、本施設の設計・施工業務とする。

工事期間（設計・施工期間）は、次のとおりとする。

- ・高山市議会における議決の日から令和8年2月13日まで

7. 関係法令等の遵守

工事業者は、本工事を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守する。

8. 工事スケジュール（予定）

本工事に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 工事契約の締結 | 令和4年12月 |
| (2) 設計・施工業務着手 | 本契約日 |
| (3) 本施設の引渡し | 令和8年2月 |

9. 工事業者が実施する設計・施工業務の範囲

設計・施工業務は以下のとおりとする。

(1) 設計業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事の設計を行う。工事業者は、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行う。

(2) 施工業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行う。また、試運転及び引渡性能試験、及び操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い（点検業務を含む）について本市の職員に対し教育指導を行い、本施設を本市に引き渡す。

10. 本市による工事の実施状況の監理

本市は、発注仕様書、技術提案書類等に基づいた工事の実施状況等について、監理を行う。

また、本市に提出する調査分析結果及び各種報告書作成は、工事業者自らの費用で行うが、本市が直接実施する調査等については、本市の負担とする。

本市は、主に以下の内容について監理を行い、必要に応じて修正や作業の指示を行う。工事業者は、合理的な理由がない限り、その指示に従うこと。

- (1) 設計・施工業務に係る各種図書の確認
- (2) 施工の進捗に併せた状況確認
- (3) 引渡性能試験の立会い

11. 地元企業の活用等

工事業者は、本工事の実施にあたって、可能な限り地元企業の活用に努めるとともに、地元住民への配慮にも努めること。

Ⅲ. 入札手続等

1. 契約締結までのスケジュール（予定）

本工事は、入札参加者が募集要項に規定する工事に参画するに足る資格を有しており、かつ入札参加者の提案内容が、技術的観点から発注仕様書に提示する性能等を満足することが見込める内容であることを前提として落札候補者を選定する。なお、落札候補者の選定は、公平性、透明性の確保の観点から、高度技術提案型総合評価落札方式一般競争入札により行う。

工事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

(1) 入札公告	令和4年5月16日（月）
(2) 募集要項の公表	令和4年5月16日（月）
(3) 現地説明会	令和4年5月25日（水） ～令和4年5月30日（月）
(3) 募集要項に対する質問の提出期限（第1回）	令和4年5月31日（火）
(4) 募集要項に対する質問への回答（第1回）	令和4年6月7日（火）
(5) 入札参加資格審査申請書の提出期限	令和4年6月21日（火）
(6) 入札参加資格審査結果の通知	令和4年7月1日（金）
(7) 募集要項に対する質問の提出期限（第2回）	令和4年7月22日（金）
(8) 募集要項に対する質問への回答（第2回）	令和4年8月5日（金）
(9) 技術提案書類・入札書等の提出期限	令和4年9月2日（金）
(10) 基礎審査結果の通知	令和4年9月30日（金）
(11) 技術提案に係るヒアリング・非価格要素審査	令和4年10月12日（水）（予定）
(12) 入札書の開札・総合評価の実施	令和4年10月20日（木）（予定）
(13) 落札候補者の決定	令和4年10月27日（木）（予定）
(14) 入札結果の公表	令和4年11月4日（金）（予定）

2. 募集要項の公表等に関する事項

(1) 募集要項の公表

本市は、募集要項を次のとおり公表する。

ア 公表日

令和4年5月16日（月）

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。

(2) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施する。

ア 実施日

令和4年5月25日（水）～令和4年5月30日（月）

イ 実施場所

高山市三福寺町1800番地（現高山市資源リサイクルセンター）

ウ 現地説明会への参加方法

現地説明会の参加希望者は、「現地説明会参加申込書」（第1-1号様式）に必要事項を記入のうえ、2日前（5月30日（月）に希望の場合は、5月26日（木））までに、電子メールにより下記に提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。本市は、電子メールにより、参加申込書の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

エ 提出先

【高山市環境政策部ごみ処理場建設推進課】

住所：〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

電話：(0577)-57-5177（直通）

電子メール：shingomi@city.takayama.lg.jp

(3) 募集要項に係る質問（第1回質問）の受付

募集要項の内容等に係る質問（第1回）を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和4年5月31日（火）17時15分まで

イ 質問の方法

「募集要項に係る質問書（第1回質問）（第1-2号様式）」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による質問は受け付けない。本市は、電子メールにより、質問提出の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

ウ 提出先

2.(2).エに同じ

エ その他

入札に参加する予定のないものは質問を遠慮すること。

(4) 募集要項に係る質問（第1回質問）に対する回答の公表

本市は、募集要項の内容等に係る質問（第1回質問）に対する回答書を本市ホームページにて公表する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

ア 公表日

令和4年6月7日（火）

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。

(5)その他

本市が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

3. 入札参加資格に関する事項

(1)資格審査申請書類の提出

入札参加者は、募集要項の記載に従い、資格審査申請書類を提出すること。

ア 提出期限

令和4年6月21日（火）17時15分まで

《持参の場合は、上記期限内の執務時間中とする。》

イ 提出先

2.(2).エに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は書留郵便で送ること。

エ 提出書類

提出物	部数と提出方法
入札参加資格審査申請書 兼入札参加表明書（第2-1号様式）	左記の提出物をファイルに綴じ、正1部、副（写）2部を提出する。
応募者の構成（構成員及び協力企業一覧） （第2-2号様式）	
入札参加者の受注実績（第2-3-1号様式及び第2-3-2号様式）	
入札参加者の配置予定監理技術者 （第2-4号様式）	
入札参加資格を満たしていることの誓約書 （第2-5号様式）	
代表企業委任状（第2-6号様式）	
入札参加資格要件確認書（第2-7-1号様式及び第2-7-2号様式）※添付資料を含む	
共同企業体結成協定書（写）（共同企業体の場合のみ）	
関連業者報告書兼誓約書（第2-8号様式）	

入札参加資格審査結果通知返信用封筒	1 通 角形 2 号 (240mm×332mm) の封筒に、 返信先を記載し、140 円切手を貼り付 けたもの。
-------------------	---

(2) 入札参加資格審査結果の通知

本市は、資格審査申請書類を提出した入札参加者に対し、入札参加資格審査結果を通知する。

ア 通知日

令和 4 年 7 月 1 日 (金) まで

イ 通知方法

本市より確認結果を郵送する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本市に対してその理由の説明を求めることができる。

説明を求める場合は、その旨を記載した書面を以下に提出すること。説明を求めた者に対する回答は書面により行う。

ア 提出期限

令和 4 年 7 月 15 日 (金) 17 時 15 分まで

《持参の場合は、上記期限内の執務時間中とする。》

イ 提出先

2.(2).エに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は、書留郵便で送ること。

エ 提出書類

正 1 部 (様式は自由とする。)

オ 回答日

令和 4 年 7 月 22 日 (金) まで

カ 通知方法

本市より回答を郵送する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査を通過した後、資格審査申請書類の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間に、入札参加者が入札参加資格要件を喪失した場合の措置は、下記の通りとする。

ア 入札参加資格要件を喪失した事業者が J V 等の代表企業の場合

入札参加資格を取り消し、本市より書面にて通知する。

イ 入札参加資格要件を喪失した事業者が J V 等の代表企業以外の場合

入札参加資格要件を喪失した法人名を、本市より代表企業に書面にて通知する。

本市が指定する期限までに、代表企業が「入札参加者変更申請書（第 2-9 号様式）」を提出し、申請された「入札参加資格を喪失した法人に代わり当該業務を行う法人」に入札参加資格があると本市が認めた場合、当該 J V 等は引き続き入札参加資格があるものとし、本市より書面にて通知する。

申請された「入札参加資格を喪失した法人に代わり当該業務を行う法人」に入札参加資格がないと本市が認めた場合、また、期限までに「入札参加者変更申請書（第 2-9 号様式）」が提出されなかった場合、入札参加資格を取り消し、本市より書面にて通知する。

なお、「入札参加資格を喪失した法人に代わり当該業務を行う法人」に入札参加資格がないと認められた場合、3.(3)と同様に、本市に対してその理由の説明を求めることができる。但し、ア 提出期限、オ 回答日は別途指定する。

(5) 募集要項に係る質問（第 2 回質問）の受付

募集要項の内容等に係る質問（第 2 回）を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和 4 年 7 月 22 日（金）17 時 15 分まで

イ 質問の方法

「募集要項に係る質問書（第 2 回質問）（第 1-3 号様式）」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による質問は受け付けない。本市は、電子メールにより、質問提出の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

ウ 提出先

2.(2).エに同じ

エ その他

第 2 回の質問については、入札参加資格確認を受けた入札参加者のみが質問を提出することができるものとする。

(6) 募集要項に係る質問（第 2 回質問）に対する回答の公表

本市は、募集要項の内容等に係る質問（第 2 回質問）に対する回答書を本市ホームページにて公表する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

ア 公表日

令和4年8月5日（金）

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。

(7)その他

本市が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

4. 入札参加資格要件

入札参加者は、本工事を実施するために必要な能力と資本力を備えた者とし、入札参加資格審査申請書の提出期限の日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1)入札参加者の基本的要件（P22の入札参加形態図を参考にする）

ア 入札参加者は、構成員及び協力企業で構成される。

イ 入札参加者の形態は、構成員で構成される共同企業体（JV）及び代表企業と協力企業で構成される企業グループ、またその複合形態のいずれでも可とする（P22の図参照）。

ウ 代表企業が入札参加手続を行うこと。

エ 構成員又は協力企業には高山市に本店を置く地元企業を1者以上含むこと。

オ 構成員又は協力企業のうち1者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員又は協力企業で分担することは差し支えない。

カ 代表企業及び構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

キ 構成員又は協力企業のいずれかが、他の入札参加者における構成員又は協力企業ではないこと。

ク 構成員又は協力企業のいずれかと、会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成員又は協力企業となることはできない。

ケ 入札参加者は、本工事の実施に際して、設計・施工業務の主たる業務を委託することはできない。

コ 次に掲げる届出の義務を履行していない業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 構成員又は協力企業に関する要件

ア 共通の要件

構成員又は協力企業は、以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (イ) 高山市において指名停止期間中でないこと。
- (ウ) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき（市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）をいう。）にないこと。
- (エ) 直近営業年度における法人税等、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (オ) 次に示す者と資本的関係又は人的関係がある者でないこと。

A 本工事に関する市の支援業者

長野県松本市大字笹賀 5 6 5 2 - 1 6 6

株式会社環境技術センター

B 事業者選定委員会の委員及び委員が属する企業又は団体

なお、資本関係又は人的関係があるとは、次に該当する場合をいう。

(A) 資本的関係

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a について子会社又は b について子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中の会社」という。）である場合を除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(B) 人的関係

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

c その他入札の適正さが阻害されるおそれがあると認められる場合

その他上記(A)又は(B)と同等とみなし得る資本的関係又は人的関係が認められる場合

- (カ) 次の A から G までのいずれかに該当する者でないこと。

A 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。) である者

B 自らの役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) である者

C 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。) が実質的に関与している者

D 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者

E 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

F 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者

G 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者

(キ) 高山市の最新の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお代表企業は「清掃施設工事」に、構成員又は協力企業は「建築一式工事」に登録されていること。ただし、代表企業と建築物の設計・建設を行う者が同一の場合は、「清掃施設工事」で登録があれば足りることとする。

イ 各要件(総則)

共同企業体又は企業グループ等は、自らが以下の要件を全て満たす必要はないが、各構成員又は各協力企業全体により、分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとする。なお建築物の設計業務は、プラントの設計業務及び建設業務を分担する代表企業が実施することを可とする。

ウ 本施設の代表企業の要件

代表企業は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(イ) 建設業法第26条の規定による清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なおこれらの技術者は、雇用者との直接かつ恒常的な(入札参加資格審査申請書提出日において3か月以上)雇用関係があること。

(ウ) 入札参加資格審査申請書受付最終日時点における経営事項審査結果(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の、「清掃施設」の総合評定値が1,200点以上であること。

(エ) 次のaからcの要件を満たす、地方自治体等が発注するごみ焼却施設整備にか

かる元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での受注実績等があること。ただし a から c の要件は同一施設である必要はない。

a ストーカ方式の一般廃棄物焼却施設の受注実績

b 地方自治体等が発注した施設規模が 95 t /日以上かつ炉構成が 2 炉以上（主ボイラー・タービン式発電設備付）である施設について、平成 14 年 4 月（過去 20 年）以降の受注実績

c 地方自治体等が発注した施設規模が 95 t /日以上かつ炉構成が 2 炉以上（主ボイラー・タービン式発電設備付）である施設について、10 年以上の稼働実績

(オ) 受電設備、発電設備の設計施工を監督するため、設計に必要な段階からボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者を配置できること。各主任技術者は、新施設の保安規定と工事計画の作成、各種届出を行い、工事に至るまで一貫して責任を持ち、自主保安体制を確立するとともに、電気事業法の技術基準を遵守し、保安の維持を行う。

エ 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

建築物の設計・建設の主たる業務を担う 1 者は、次の要件のうち、(カ)を除く全ての要件を満たすこと。ただし、設計と建設を異なる者が行う場合は、設計の主たる業務を担う 1 者は次の要件のうち、(ア)の要件を、建設の主たる業務を担う 1 者は、次の要件のうち、(ア)、(カ)を除く全ての要件を満たし、他の者は次の要件のうち、(カ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。また本施設と同種又は類似の一般廃棄物処理施設に係る設計の実績を有すること。

(イ) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 建設業法第 26 条の規定による建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者であって、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を専任で配置できること。なおこれらの技術者は、雇用者との直接かつ恒常的な（入札参加資格審査申請書提出日において 3 か月以上）雇用関係があること。

(エ) 入札参加資格審査申請書受付最終日時点における経営事項審査結果の、「建築一式」の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(オ) 本施設の建築物と同種の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。

(カ) 本市に本店を有する企業を構成員又は協力企業とする場合、入札参加資格審査申請書受付最終日時点における経営事項審査結果の、「建築一式」における総合評定値が 790 点以上で、かつ、建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

(3) 共同企業体の設立に関する要件

- ・共同企業体の構成員の数は、2又は3社とする。
- ・共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- ・共同企業体の経営形態は、任意とする。
- ・共同企業体結成協定書が締結されていること。
- ・共同施工方式（甲型）の場合、出資比率の最小限度基準は次の通りとし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。
 - 1) 2社の場合 30%以上
 - 2) 3社の場合 20%以上

(4) 入札参加者の禁止事項

入札参加者は、入札公告から落札者の決定に関する公表までの期間に、本工事について本市が設置した事業者選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行ってはならない。これに違反した入札参加者は失格とする。

5. 入札手続きに関する事項

(1) 技術提案書類・入札書の提出

入札参加者は、次により本工事に関する技術提案書類・入札書等を提出すること。

ア 提出期限

令和4年9月2日（金）17時15分まで
《上記期限内の執務時間中とする。》

イ 提出場所

【高山市環境政策部ごみ処理場建設推進課】
住所：〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地 本庁舎2階

ウ 提出方法

持参すること。その他の方法は認めない。

エ 提出書類

提出書類及び提出部数は、次のとおりとする。

提出物部数と提出方法	提出物部数と提出方法
性能に関する誓約書（第3-2号様式）	1部提出する。
入札書（第3-3-1号様式）	入札書は、封筒（長形3号120mm×235mm）に入れ代表者印で封緘（押印すること）し、工事名称と入札参加者の企業名を記入すること。 部数は、1部とする。

委任状（第 3-3-2 号様式） （必要に応じ） ※技術提案書類の提出、入札書の投函、入札書の開札に、代表者の代理として参加する者に限る。	1 部提出する。
技術提案書類	①技術提案書（第 3-4 号様式、第 3-4-1 号様式～第 3-4-35 号様式） ※各様式(添付)を含む。 ②その他資料 添付資料は必要に応じ。 ③上記、①～②の電子データ ①技術提案書、②その他資料は、一纏めにしてファイルに綴じ、正本 1 部、副本 9 部を提出する。 ①技術提案書、②その他資料に関する電子データを保存した電子媒体 2 部を提出する。 電子データのファイル形式は、本市より様式として示しているものは MicrosoftWord 及び MicrosoftExcel、画像データで提出を要するものについては PDF ファイルで提出すること。それ以外のファイル形式のものは受け付けない。

オ 入札金額記載要領

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。以下同じ。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 技術提案書類記載要領

同一入札参加者が、複数の提案を行うことは認めない。

技術提案書類は、提示した様式を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本産業規格「A4 判」縦置き横書き左綴じとする。また、技術提案書類の本文の文字サイズは 12 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

技術提案書類の副本の表紙及び内容には、会社名やロゴマークは使用しないこととし、入札参加資格審査結果の通知に記載されている、市が指定する名称を記入すること。

(2) 予定価格

本工事の予定価格は次のとおりである。

入札価格が入札書比較価格を超えた場合は失格とする。

(予定) 予 定 価 格：14,630,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

(予定) 入札書比較価格：13,300,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない）

本工事の入札において低入札調査基準価格を設定するが、低入札失格基準価格は設定していない。

(3) 技術提案書類・入札書の取り扱いに関する事項

入札参加者が持参した入札書は、以下の方法により入札したものとする。

ア 入札書の投函

入札参加者は、入札書を持参したときは、本市職員立ち会いのもと、入札参加者自ら所定の入札箱に投函する。

なお、いずれの場合も入札書を入れた封筒は開封せずに投函するものとする。

イ 性能に関する誓約書、委任状及び技術提案書類の受領

性能に関する誓約書、委任状及び技術提案書類を持参したときは、本市職員が受領する。

ウ 入札書の保管

入札書は開札の日まで開札せず厳封し、本市において保管する。

エ 代理人

入札参加者は、当該入札に係る代理人を定めたときは、委任状（第 3-3-2 号様式）を提出しなければならない。

代理人は、当該入札の他の入札参加者の代理人となることはできない。

オ その他の注意事項

①提出された書類は、返却しない。

②提出後の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。

③提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を有するとの認定を取り消す。また、高山市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置を行なうことがある。

④関心表明書等の提出は不要とする。

(4) 入札保証金

入札保証金は高山市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定により免除する。

(5) 入札書類の無効

ア 高山市契約規則（昭和 39 年 10 月 1 日市規則第 24 号）第 17 条の規定に該当する入札は無効とする。

イ 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(6) その他失格要件

以下の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 資格審査申請書類、技術提案書類等の入札参加者が本入札に関して本市に提出し

- た書類に虚偽の記載がある場合
- イ 著しく信義に反する行為をした場合
- ウ 関係者（事業者選定委員会の委員を含む）に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合
- エ その他、本市が特に指定した事項に違反し、落札者となることに相応しくないと判断した場合

(7) 基礎審査結果の通知

本市は、技術提案書類・入札書等を提出した入札参加者に対し、基礎審査結果を通知する。

ア 通知日

令和4年9月30日（金）まで

イ 通知方法

本市より確認結果を郵送する。

なお、基礎審査で不合格と認められた場合、3.(3)と同様に、本市に対してその理由の説明を求めることができる。但し、ア 提出期限、オ 回答日は別途指定する。

6. 入札の辞退

(1) 入札辞退届の提出

入札参加者は、入札を辞退するときは、「入札辞退届」（第3-1号様式）を提出すること。

ア 提出期限

令和4年9月2日（金）17時15分まで

《持参の場合は、上記期限内の執務時間中とする。》

イ 提出場所

2.(2).エに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

7. 技術提案に係るヒアリングの実施

基礎審査に合格した入札参加者を対象として、技術提案書類に対する技術ヒアリングを実施する。

技術ヒアリングは、事業者選定委員会主催とし、技術提案書類を評価するための補完を目的として実施する。

実施方法の詳細は、入札参加者に対し、後日通知する。

8. 落札者の決定方法に関する事項

(1) 事業者選定委員会の設置

本市は、入札参加者の中から落札候補者を選定するため、事業者選定委員会を設置している。事業者選定委員会は、外部の学識経験者その他市長が適当と認める者で構成し、専門的見地を踏まえて中立的かつ客観的に提案内容を評価する。

(2) 選定手順

選定手順及び審査基準等については、落札候補者選定基準書に示す。なお、入札参加者が1者であった場合でも同選定基準書に基づく選定を実施する。

(3) 開札（予定）

ア 開札日時：令和4年10月20日（木）16時00分（予定）

イ 開札場所：高山市役所2階 201会議室（仮）

ウ 開札は、入札参加者立会いのうえ実施する。代理人が立ち会う場合は、委任状（第3-3-2号様式）を提出する。委任状の提出がない場合は開札に立ち会うことができない。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関与しない本市職員を立ち合わせる。また、開札日当日に立会うものが変更となる場合は、委任状（第3-3-2号様式）を持参し提出すること。

エ 本市は、入札書の開封時において、入札参加者が提出した入札書の入札金額が予定価格を超えていないか確認し、予定価格を超えた入札書は無効とする。

オ 落札候補者の選定にあたって、入札参加者の総合評価点数が同点となった場合には、非価格要素の評価点が高いものを落札候補者とし、非価格要素の評価点も同点の場合には、抽選により落札候補者を決定する。抽選の方法はくじとする。この場合、当該入札参加者又はその代理人がくじを引かない場合は、入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札候補者を選定する。

(4) 落札者の決定及び公表

前項の開札結果に基づき、事業者選定委員会の審査、講評を経て、本市は、本工事を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

本市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

なお、入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者決定通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を含まない。）以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。

ア 公表日

速報：令和4年10月27日（木）（予定）

審査講評等：令和4年11月4日（金）（予定）

イ 公表場所

本市ホームページにて公表する。

9. 契約締結に関する事項

(1) 議会の議決

当該契約は、高山市議会の議決を要する契約であるため、仮契約締結後、高山市議会で請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし市は当該議案が議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 工事契約の不成立時の対応

本市は、落札者と工事契約が成立しないときは、本市と事業者選定委員会の判断により、総合評価点が次に高い者と交渉し、これを落札者とすることがある。

(3) 工事契約を締結するうえでの技術提案書類の取扱い

工事契約を締結するうえで、技術提案書類は、以下の取り扱いとする。

ア 工事契約の締結に当たり、落札者が提出した技術提案書類は契約図書の一部とする。

イ 落札者が提出した技術提案書類に記載された内容は、落札者に履行義務があるものとする。ただし合理的な理由がある場合には本市との協議により履行義務としない場合がある。

ウ 履行義務とする項目は、原則として設計変更等の対象としない。

(4) 契約保証金

高山市契約規則に基づき、仮契約と同時に契約金額の10分の1以上の現金又はこれに相当する次に掲げる担保の中からいずれかを提出しなければならない。

ア 有価証券

イ 金融機関又は前払保証事業会社の保証

ウ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

エ 履行保証保険

(5) 賠償金等

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5を下限とする金額を機会損失損害賠償金として徴収する。

10. その他の留意事項

(1) 費用負担

入札参加申し込みに係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(2) 募集要項の承諾

入札参加者は、技術提案書類及び入札書の提出をもって、募集要項の記載内容を全て

異議なく承諾したものとする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

なお、契約手続において使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。

(4) 著作権

技術提案書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市が審査結果の公表において必要な場合、本市は、必要な範囲において、事前に入札参加者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。

(5) 特許権等

入札参加者から提出される書類（入札書を含む全て）において、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負うものとする。

(6) 消費税に関する取り扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

(7) 本市が提示する参考資料の取扱い

本市が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8) 入札の中止、延期など

公正な入札が確保できない、または、できなかつたと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。その場合、入札参加者は損害賠償等を請求できない。

(9) その他

- ・ 事業者選定委員会が技術提案を適正と認め、市が採用した場合においても、技術提案を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではない。
- ・ 募集要項に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

ごみ処理施設建設工事における入札参加形態図

形態	契約者	入札参加形態
共同企業体 (JV)	<p>JV3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントメーカー ・ゼネコン ・地元企業 	
	<p>JV2社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントメーカー ・地元企業 	
共同企業体+企業グループ	<p>JV2社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントメーカー ・ゼネコン + ・地元企業 	
企業グループ①	<p>1社 (代表企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントメーカー + ・地元企業 	
企業グループ②	<p>1社 (代表企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントメーカー + ・ゼネコン + ・地元企業 	

○構成員又は協力企業には高山市に本店を置く地元企業を1社以上含む。